

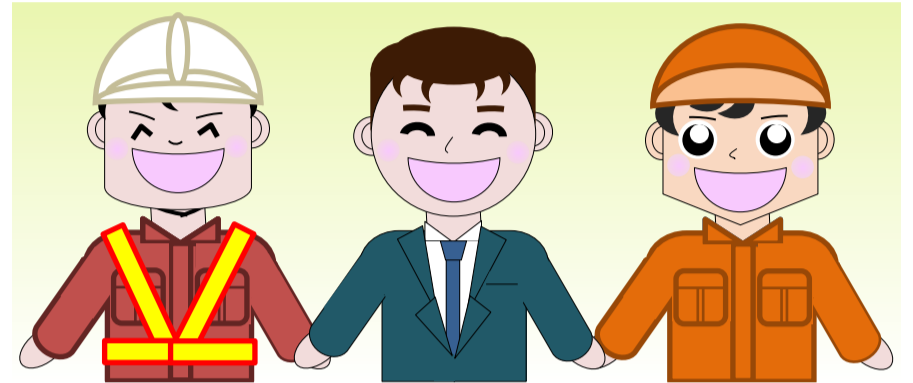
岐阜市公契約条例が 施行されています

令和2年4月1日施行

岐阜市では市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展への寄与を目的として、岐阜市公契約条例が施行されています。

公契約の範囲

- 市が行う売買、賃貸、請負その他契約
(指定管理に関する協定含む)
- 市と契約を締結し、又は締結しようとする
事業者及びその下請負人
(この契約の事業に従事する労働者を含みます)



市が発注する事業に関係される際には、この条例の趣旨をご理解いただき、市が行う契約に関わる者であることを自覚し、制度の適正な運用にご協力をお願いいたします。

! 適正な労働環境が確保されていますか

- 労働時間は守られていますか ?
- 社会保険等への加入はされていますか
- ? • 賃金は適正に支払われていますか ?
- 休日はとれていますか



労働者の皆様へ

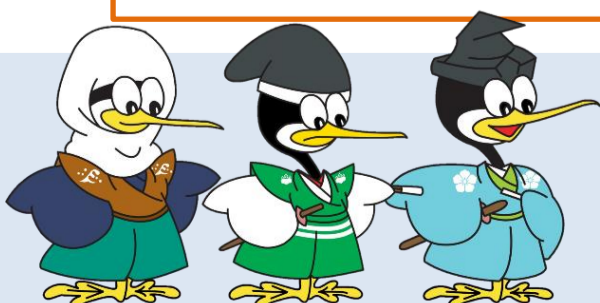
労働者からの申し出ができる制度があります

- 公契約に係る業務に従事する労働者は、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市にその旨を申し出ることができます。
- 市は、申出に対して、事業者に事実について確認を行い、適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、事業者に改善の指導を行います。
- 事業者への指導に対して、改善が認められない場合は、競争入札参加資格の停止等の必要な措置をとることがあります。

※「労働者からの申出」については、令和2年7月1日に施行され、その日以降に公告その他通知が行われる公契約から適用されます。

岐阜市公契約条例の概要や各種様式などは
こちらからご覧ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/34755.htm>



公契約条例に関するお問い合わせ先

岐阜市役所行政部契約課 (代表) 058-265-4141 内線2754~2759

<審査係> (直通) 058-214-2951

<請負係> (直通) 058-265-3894

<用度係> (直通) 058-265-3893